

太子町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 太子町

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	平成11年度 (供用開始後18年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適(平成30年4月1日地方公営企業 法全部適用予定)
処 理 区 域 内 人 口 密 度	18.1人/ha (処理区域内人口:5,508人 /処理区域面積:304.9ha)	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	有
処 理 区 数	1処理区(揖保川処理区:①太子第2処理分区、②太子第3-1-1処理分区、③太子第3-1-2処理分区、④太子第3-1-3処理分区、⑤太子第3-2処理分区、⑥太子第3-3処理分区、⑦太子第4-1処理分区、⑧太子第4-2処理分区、⑨姫路第4-2処理分区)		
処 理 場 数	終末処理場 0箇所(流域下水道接続[全域])		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	「広域化」・「共同化」:平成11年度より兵庫県流域下水道に接続、揖保川浄化センターで汚水処理している。 「最適化」:②地理的条件により下水道本管の敷設が困難な箇所に合併処理浄化槽を設置(①・③は未実施)		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	2ヶ月ごとに水道メーターを検針、1ヶ月あたり使用水量10㎡までの分を基本使用料、10㎡超過分は従量制にて算定(直近の使用料単価改定は、平成21年6月に実施) 〔使用料単価(1ヶ月あたり:消費税を含まない)〕 基本使用料: 10㎡まで 1,100円 超過使用料: 10㎡超、30㎡まで125円/㎡ 30㎡超、50㎡まで160円/㎡ 50㎡超、100㎡まで195円/㎡ 100㎡超、300㎡まで235円/㎡ 300㎡超 290円/㎡						
業務用使用料体系の概要・考え方	同上						
その他の使用料体系の概要・考え方	該当なし						
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成27年度	2,538	円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成27年度	3,095	円
	平成26年度	2,538	円		平成26年度	3,076	円
	平成25年度	2,467	円		平成25年度	3,005	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	13名(上水道:8名、下水道4名、嘱託徴収員1名)
事業運営組織	経済建設部上下水道事業所(下水道面整備工事の終了に伴い、平成18年4月に下水道課を水道事業所と統合。管理係、業務係、工務係の3係で上水道事業・下水道事業の業務を執行している。)

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	・下水道水質検査委託 ・下水道管洗浄委託 ・マンホールポンプ点検監視委託 ・下水道台帳更新委託 ・合併処理浄化槽保守点検委託
	イ 指定管理者制度	未実施
	ウ PPP・PFI	未実施
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	取組なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	取組なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

経営比較分析表上部の普及率(%)16.03については、特定環境保全公共下水道の区域内人口を総人口(公共+特環)で除した数値のため、実際の普及率ではない。公共と特環を合計した実際の普及率は以下のとおり。

分析表の普及率:16.03% 特環処理区域内人口(5,508人)÷総人口(34,355人)×100%
 実際の普及率 :99.93% 公共+特環の処理区域内人口(34,330人)÷総人口(34,355人)×100%

経営比較分析表

兵庫県 太子町

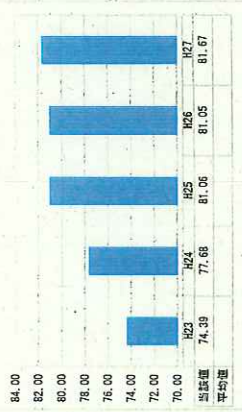
系源名	系源名	系源名	類似団体区分
法非通用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	有収率 (%)
-	該当数値なし	16.03	76.04
			2,538

人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
34,434	22.61	1,522.95
処理区域内人口 (人)	処理区域面積 (km ²)	処理区域人口密度 (人/km ²)
5,508	3.05	1,805.90

グラフ凡例
■ 当該団体値 (当該値)
— 類似団体平均値 (平均値)
【】 平成27年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性

①収益的収支比率 (%)

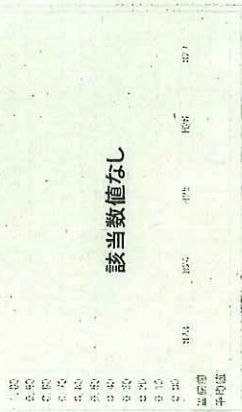


「単年度の収支」

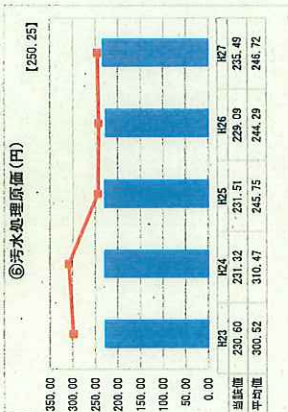


「料金水準の適切性」

②累積欠損金比率 (%)

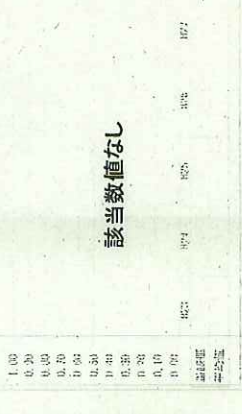


「累積欠損」



「費用の効率性」

③流動比率 (%)

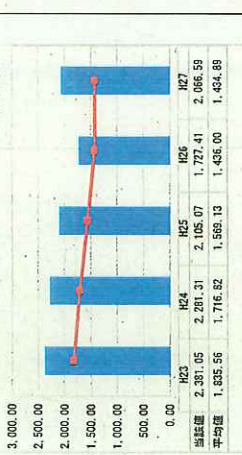


「支払能力」

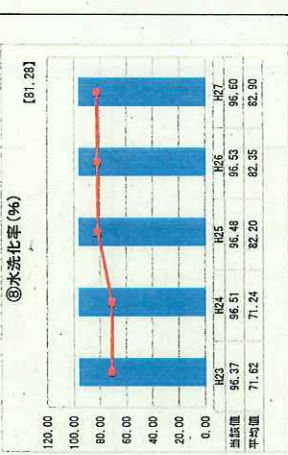


「施設の効率性」

④企業価値対事業規模比率 (%)



「債務残高」



「使用料対象の増減」

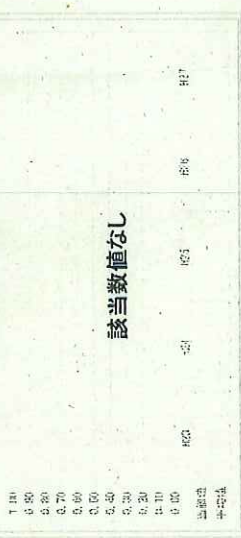
2. 老朽化の状況

①有形固定資産減価償却率 (%)



「施設全体の減価償却の状況」

②管渠老朽化率 (%)



「管渠の経年劣化の状況」

③管渠改善率 (%)



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について
過去5年における各種指標については、①収益的収支比率(未償還)と②累積欠損金比率(未償還)と③流動比率(未償還)と④企業価値対事業規模比率(未償還)と⑤経費回収率(未償還)と⑥汚水処理原価は、ほぼ類似団体や全国平均の水準を満たしている。これらは、公共下水道事業に比べて地方債の発行が少ないことが主な要因である。
平成27年度の⑤経費回収率及び⑥汚水処理原価が前年度よりも悪化した理由として、当該処理区域である市街化調整区域内の人口が減少し、下水道使用料が低下したことが挙げられる。
今後は、企業価値対事業規模比率が減少していくため、次期に指標は改善する見通しである。
一方、⑦水質浄化率については、下水道未接続の世帯に啓発文書を送付するなどの取り組みにより96.60%と類似団体平均を大きく上回っている状況である。

2. 老朽化の状況について

管渠の老朽化の状況として、布設後約20年が経過したものが最も多く、耐用年数の期間内のため、現時点では問題は無いと言える。
現在は、管渠の洗浄作業及び、カメラ調査を実施するなど、適正な維持管理に努めており、今後も下水道の機能(流下能力)を確保し、管渠等の事故を未然に防止するため、継続して実施する必要がある。
しかし、市内6箇所に設置しているマンホールポンプについては、今後6年間のうちに耐用年数の15年を順次迎えるため、定期点検の結果に留意しつつ計画的に更新しなければならない。

全体総括

地方債償還に対する一般会計繰入金への依存割合が高い状況から、中期にストックマネジメント計画を策定し、投資経費の平準化や地方債の発行抑制、財源確保に向けた使用料決定等を図る必要がある。
また、平成30年度からの公営企業法の適用を目指すとともに「経営戦略」を策定し、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上など健全経営を図る。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。
※ 平成23年度から平成25年度における各種指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、平成26年度は事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

2. 経営の基本方針

長引く景気の低迷や少子高齢化の進行、生産年齢人口の減少など社会構造の変化に伴い、将来的には下水処理水量や使用料収入の減少など収益力の低下が懸念される。また、過去に整備した管路や施設等が今後、改築・更新の時期を迎えることや、近年多発する局地的豪雨による浸水被害対策などに多額の投資費用が必要となるなど、下水道事業を取り巻く経営環境は大変厳しくなることが予想される。

下水道事業を将来にわたって持続可能なものとするため、中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定し、安全・安心で快適なサービスを安定的に提供することを経営の基本方針とする。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

平成29年度予算額をベースに、事業区分・年度毎に下記費用を加味。
(公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業に共通する事業費は、総額に処理区域内人口比率(公共0.87、特環0.13)を乗じて按分)

・公共ます設置工事 接続率向上や件数の動向に応じ、平成29年度から平成37年度までの各年度に工事費を配分。
(H29～H31:25,000千円、H32～H34:23,000千円、H35～H37:21,000千円に人口比率を乗じて按分)

・下水道管布設工事 他事業(道路・区画整理等)の実施に伴う新規の下水道管布設工事費を見込む。(H29～H37:10,000千円)

定期的な点検等により管渠の健全性は保たれているが、今後、ストックマネジメント計画を策定し、適切な維持補修や更新を施すことによりLCC(ライフ・サイクル・コスト)の低減に努める。

② 収支計画のうち財源についての説明

平成29年度予算額をベースに、事業区分・年度毎に下記費用を加味。
(公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業に共通する財源は、総額に処理区域内人口比率(公共0.87、特環0.13)を乗じて按分)

・下水道受益者負担金 宅地化による対象地(農地等)の減少に伴い、平成29年度から平成37年度までの各年度に次の額を配分。
(H29～H31:7,000千円、H32～H34:6,000千円、H35～H37:5,000千円に人口比率を乗じて按分)

・下水道使用料 「太子町人口ビジョン」による人口推計に基づき、平成32年度をピークとする人口伸び率を乗じて推計。
(H32～H37まで約1,000千円/年の収入減。人口比率を乗じて按分)

・一般会計繰入金 地方債償還金の動向を反映。
(H35までは平均10億円/年で推移、H36以降は9億円台/年となる見込み。人口比率を乗じて按分)

・地方債 工事費の動向により増減。
(公共、特環、流域、資本費平準化債の合計で約200,000千円/年を発行)

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

平成29年度予算額をベースに、事業区分・年度毎に下記費用を加味。
(公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業に共通する財源は、総額に処理区域内人口比率(公共0.87、特環0.13)を乗じて按分)

・職員給与費 職員数及び給与は現状の水準で推移。
(給料:15,883千円、職員手当:8,862千円、共済費:4,538千円、負担金:2,960千円に人口比率を乗じて按分)

・動力費 マンホールポンプ電気代として、2,3年ごとの料金改定を想定。
(H29～H31:各3,600千円、H32～H34:各3,700千円、H35～H37:各3,800千円に人口比率を乗じて按分)

・修繕費 公共ます等の修繕費。資材等の物価上昇(2,3年ごとに100千円)を見込む。
(H29～H31:2,200千円、H32～H34:2,300千円、H35～H37:2,400千円に人口比率を乗じて按分)

・その他 流域下水道維持管理負担金、その他事務経費(2,3年ごとに約5%～10%増)

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	兵庫県や近隣団体との連携を図りつつ、効率的な投資事業の計画や実施方法、経費負担等について協議を行う。
投資の平準化に関する事項	早期のストックマネジメント計画策定や、管路等の更新計画策定により適正な事業費の年次割を行う。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現時点で具体的な計画は無いが、先進団体の事例等の研究を行う。
その他の取組	下水処理効率や収益性の低下要因となる不明水について重点的に調査し、所要の対策を行う。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	地方債の元利償還金が多く一般会計繰入金への依存度が高いことから、住民の理解を得られる範囲で料金改定を行う。
資産活用による収入増加の取組について	下水道管路内への通信ケーブル(光ファイバー)等の添架など、先進団体の事例等を参考に検討を行う。
その他の取組	下水道未接続世帯への文書送付等による接続勧奨や料金未納者への徴収強化による収益の確保を図る。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	維持管理に必要な必要最低限の職員数で対応しており、将来、管路等の更新・改築に必要な技術職員の確保が課題となっているため、活用可能な制度や先進事例の研究に取り組む。
職員給与費に関する事項	技術職員の確保(増員)が必要であり、これに伴う人件費が必要となる場合がある。
動力費に関する事項	マンホールポンプの更新に際し、省電力化など経費節減に繋がる方策を検討する。
薬品費に関する事項	該当なし
修繕費に関する事項	施設や管路等の点検を継続実施し、老朽・破損箇所の早期発見・把握に努めることにより修繕費用の抑制を図る。
委託費に関する事項	近隣市町の委託業務の実施状況や委託先を参考に、他市町の共同発注など経費節減に繋がる取り組みを研究する。
その他の取組	流域下水道の維持管理費用の負担軽減等について、市町長会や町村会構成団体と連携し、県への要望・協議に取り組む。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	今後は、平成30年4月からの公営企業会計適用後に見直しを行うとともに、適宜評価・検証し、実績との乖離が著しい場合などは随時更新を行う。
---------------------	---

【団体名】太子町

区分	年度	前々年度 (決算)		前年度 (決算)	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
		前々年度 (決算)	前年度 (決算)											
収益的収入	1 総収入	176,047	159,069	142,088	142,898	142,241	141,435	140,834	138,662	136,355	131,465	130,913	130,361	
	(1) 営業収入	66,299	69,472	72,644	72,379	72,113	71,847	71,374	70,980	70,506	70,110	69,714	69,318	
	ア 料金収入	66,299	65,521	64,742	64,742	64,742	64,742	64,534	64,404	64,196	64,066	63,936	63,806	
	イ 受託工事収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ウ その他収入	0	3,951	7,902	7,637	7,371	7,105	6,840	6,576	6,310	6,044	5,778	5,512	
	(2) 営業外収入	109,748	89,597	69,444	70,519	70,128	69,588	69,460	67,682	65,849	61,355	61,199	61,043	
	ア 他会計繰入金	109,614	89,513	69,411	70,486	70,095	69,555	69,427	67,650	65,817	61,323	61,167	61,011	
	イ その他収入	134	84	33	33	33	33	33	32	32	32	32	32	
	2 総費用	101,585	98,873	96,160	96,350	94,444	93,197	92,494	91,534	91,063	89,297	88,903	88,509	
	(1) 営業費用	56,593	60,353	64,112	66,693	67,349	68,674	70,552	72,094	73,862	74,088	75,448	76,808	
収益的支出	ア 職員給与	13,540	8,866	4,191	4,191	4,191	4,191	4,191	4,191	4,191	4,191	4,191	4,191	
	うち退職手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	イ その他費用	43,053	51,487	59,921	62,502	63,159	64,483	66,361	67,903	69,671	69,897	71,257	72,617	
	(2) 営業外費用	44,992	38,520	32,048	29,657	27,095	24,523	21,942	19,440	17,201	15,209	13,455	11,701	
	ア 支払利息	44,992	38,520	32,048	29,657	27,095	24,523	21,942	19,440	17,201	15,209	13,455	11,701	
	うち一時借入金利息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	イ その他費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	3 収支差引	74,462	60,196	45,928	46,548	47,797	48,238	48,340	47,128	45,292	42,168	42,010	41,852	
	1 資本的収入	61,009	68,766	93,425	94,574	93,134	92,733	92,699	93,751	92,084	85,851	85,275	84,699	
	(1) 地方債	2,314	14,300	26,400	26,600	25,500	25,700	25,800	27,100	27,200	26,300	26,400	26,400	
資本的収入	うち資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(2) 他会計補助金	57,558	53,442	64,139	65,088	64,748	64,277	64,143	62,465	60,828	56,925	56,249	55,673	
	(3) 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(4) 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(5) 国(都道府県)補助金	0	0	1,976	1,976	1,976	1,976	1,976	3,406	3,406	1,976	1,976	1,976	
	(6) 工事負担金	1,137	1,024	910	910	910	780	780	780	780	650	650	650	
	(7) その他収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2 資本的支出	118,571	128,962	139,353	141,122	140,931	140,971	141,039	140,879	137,376	128,019	127,285	126,551	
	(1) 建設費	4,589	10,812	17,035	16,778	15,308	15,212	15,297	17,906	17,818	14,902	14,462	14,022	
	資本的支出	うち職員給与	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 地方債還金		113,982	118,150	122,318	124,344	125,623	125,759	125,742	122,973	119,558	113,117	112,823	112,529	
(3) 他会計長期借入金返還金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(4) 他会計への繰出金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(5) その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 収支差引		57,562	60,196	45,928	46,548	47,797	48,238	48,340	47,128	45,292	42,168	42,010	41,852	

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円、%)

【事業名】特定環境保全公共下水道事業

【団体名】太子町

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収支再差引	(E)+(I)	(J)	16,900	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積立金	(K)		16,900	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度からの繰越金	(L)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度繰上充用金	(M)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実質収支	(P)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(N)-(O)	(Q)													
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	82	73	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)													
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	(S)	66,299	69,472	72,644	72,379	72,113	71,847	71,374	70,980	70,506	70,110	69,714	69,318
地方財政法による 資金不足の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)													
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)													
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$													
他会計借入金残高	(W)													
地方債残高	(X)	2,317,600	2,213,750	2,117,832	2,020,088	1,919,965	1,819,906	1,719,964	1,624,091	1,531,733	1,444,916	1,358,493	1,272,364	1,272,364

(単位:千円)

○他会計繰入金

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収益的収支分		109,614	89,513	69,411	70,486	70,095	69,555	69,427	67,650	65,817	61,323	61,167	61,011
うち基準内繰入金		109,614	89,513	69,411	70,486	70,095	69,555	69,427	67,650	65,817	61,323	61,167	61,011
うち基準外繰入金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収支分		57,558	53,442	64,139	65,088	64,748	64,277	64,143	62,465	60,828	56,925	56,249	55,673
うち基準内繰入金		12,696	11,788	14,148	14,357	14,282	14,178	14,149	13,778	13,417	12,556	12,407	12,280
うち基準外繰入金		44,862	41,654	49,991	50,731	50,466	50,099	49,994	48,687	47,411	44,369	43,842	43,393
合計		167,172	142,955	133,550	135,574	134,843	133,832	133,570	130,115	126,645	118,248	117,416	116,684